

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 定款変更の事由

(1) 平成22年度下期に予定している本店移転プロジェクトに基づいて、定款第3条に定める本店の所在地を、東京都千代田区から東京都中央区に変更します。なお、本変更につきましては、平成23年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生することとし、その旨の附則第42条を設けるものです。

(2) 当行は委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものです。

当行は、平成16年（2004年）6月24日の株主総会の終了時点をもって改正商法に基づく委員会等設置会社に移行して以来、当該ガバナンス体制を採用してきました。委員会設置会社のフレームワークのもとで、執行役に対する業務執行権限の委譲を通じ迅速かつ機動的な業務執行を行うこと、及び、取締役会は経営の根幹に関する重要事項の決定と業務執行の監視・監督に特化することで、実効ある監督体制を実現し、効率的かつ透明性の高い経営を目指して参りました。

しかしながら今般、従来以上に、取締役会による内部統制システムの整備やリスク管理などに対する積極的な関与、さらに経営方針の決定における業務執行の実務に基づく経営判断機能の強化が求められてきております。さらに、常勤の監査担当役員による日常の業務執行監査活動や、業務執行及び取締役の活動に対する取締役から独立した監査担当役員による牽制など、監査機能の充実を図る必要性が高まっています。このような理由から、当行は現在の機関設計を変更し、監査役会設置会社に移行いたします。

監査役会設置会社制度における取締役は、業務の決定と執行をともに行うため、取締役会には業務執行に係る権限と責任が集約されることとなります。また、従来の委員会設置会社制度では、執行役社長に権限が集中するため、取締役会と業務執行の間の情報の非対称性が大きくなる傾向があり、取締役会の業務執行に対する牽制機能が十分に働かないといった弱点も考えられ、機関設計を変更することによってこれらを克服することが期待できます。

なお、監査役会設置会社のフレームワークを採用した場合も、取締役会で決議する事項や業務執行取締役の職務分掌などを明確に定めるなど、経営の仕組みを工夫することによって業務執行の迅速性を一定程度確保することは可能であり、また、社外取締役や社外監査役など社外役員の数を一一定数確保することによって、意思決定の客観性や透明性が担保されます。

取締役の任期については、従来同様1年間とし、剰余金の配当等を取締役会の決議で行うことができる旨、定款で定めます。

(3) 株券喪失登録簿に関する附則の定めが、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過した平成22年1月6日をもって失効したため、これを削除し、条文の整理を行います。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都千代田区に置く。 (機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>指名委員会</u> (3) <u>監査委員会</u> (4) <u>報酬委員会</u> (5) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条第3項の規定による請求をすることができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都中央区に置く。 (機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条第2項の規定による請求をすることができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役である執行役社長がこれを招集する。</p> <p>4 執行役社長が欠員のときもしくは取締役でないときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 執行役社長が欠員のときまたは事故があるときは、執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。<u>取締役のうち、2名以上は社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)とする。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p> <p>4 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める取締役を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会長)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(シニア・アドバイザー)</p> <p>第20条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の組織および権限)</p> <p>第22条 取締役は、取締役会を組織する。 2 取締役会は、<u>会社法第416条第1項第1号に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役である執行役社長がこれに当たる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、その決議をもって、代表取締役若干名を選定する。 2 代表取締役は、各自当銀行を代表する。</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(役付取締役の職務)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会長は、取締役会を主宰する。 2 取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がこれに当たる。</u> 3 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当銀行の業務を統轄する。 4 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、<u>取締役社長を補佐して常務を執行する。</u> 5 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより、他の取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>(シニア・アドバイザー)</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の組織および権限)</p> <p>第24条 (現行どおり) 2 取締役会は、<u>当銀行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のとき、<u>または取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき（執行役社長については取締役でないときを含む。）</u> または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 <u>第30条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき（執行役社長については取締役でないときを含む。）</u> または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 執行役</p> <p><u>(執行役の員数および選任)</u></p> <p>第26条 <u>当銀行の執行役は、20名以内とする。</u></p> <p>2 <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(執行役の任期)</u></p> <p>第27条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(代表執行役および役付執行役)</u></p> <p>第28条 <u>取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を選定する。</u></p>	<p>2 <u>取締役会長および取締役社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>3 (削除)</p> <p>3 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のとき、または<u>取締役会長に</u>事故があるときは、<u>取締役社長がこれに当たる。</u></u></p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 代表執行役は各自当銀行を代表する。</u></p> <p><u>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を選定するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</u></p> <p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p><u>第29条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 各委員会</u></p> <p><u>(各委員会の員数および委員の選定)</u></p> <p><u>第30条 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、それぞれ3名以上とする。</u></p> <p><u>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u></p> <p><u>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。</u></p> <p><u>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選定する。</u></p> <p><u>(委員会の招集および議長)</u></p> <p><u>第31条 各委員会は、取締役会においてあらかじめ選定された委員がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、各委員は必要に応じ委員会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 各委員会の招集通知は、各委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(委員会の決議方法)</u>  第32条 <u>委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)  (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会  <u>(監査役の員数および選任)</u>  第28条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u>  2 <u>監査役および補欠監査役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>  3 <u>補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>  <u>(監査役の任期)</u>  第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>  <u>(監査役の責任免除)</u>  第30条 <u>当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u>  2 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>  <u>(常勤監査役の選定)</u>  第31条 <u>監査役会は、その決議をもって、常勤監査役3名以内を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の組織および権限)</u></p> <p><u>第32条 監査役は、その全員で監査役会を組織する。</u></p> <p><u>2 監査役会は、監査役の職務執行に関する事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、各監査役が招集する。</u></p> <p><u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもってする。</u></p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 (条文省略) (剰余金配当の基準日)</p> <p>第35条 (条文省略) (配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>第8章 附 則</p> <p>(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (条文省略) (会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>第39条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u></p> <p>第40条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 (現行どおり) (剰余金配当の基準日)</p> <p>第37条 (現行どおり) (配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 附 則</p> <p>(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり) (会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p>





## 第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。また、本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、第1号議案をご承認いただくことを条件として、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	とうま しげき 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)および株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 同行執行役員 平成12年6月 同行執行役員 平成13年5月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役(現任) 平成22年5月 当行顧問(現任) 平成22年6月 いすゞ自動車株式会社退任予定	0株
2	なかむら ゆきお 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペレーション・リスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長(現任)	普通株式 3,177株
3	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ 取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長(現任) 平成19年8月 エンスターグループ 取締役(現任) 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長(現任)	普通株式 88,571,640株
4	かに しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5	まつもと おおき 松本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 ヲモブ・フアーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L. P. ゼネラル・パート ナー 平成11年4月 株式会社マックス代表取締役 平成16年8月 マックス・ヒールズ・ホールディングス株式会社 (現 マックスグループ株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成17年5月 マックス・ヒールズ証券株式会社(現 マックス証券株式 会社) 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所グループ 取締役(現任) 平成20年6月 当行取締役(現任)	0株
6	たかはし ひろゆき 高橋 弘幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役 人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) 監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現 協和発酵キリン株式 会社) 監査役(現任)	0株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当(委員会)については事業報告(29頁)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行はNIBC Bank Ltd. に対して融資を行っていますが、同行の完全親会社であるNIBC Holding N.V. を間接的に支配しているNew NIB Limitedに対して、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
  - (2) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、会長をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd. 及び JCF Associates III Ltd. がそれぞれ運営するJ. C. Flowers II L. P. 及び J. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。また、同社が運営する当該ファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
  - (3) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を受けました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
- その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
  - ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - ② 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - ③ 松本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - ④ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成21年7月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成21年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の国内回帰やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。社外取締役候補者J. クリストファー・フワーズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は、この業務改善命令を受ける以前より、取締役会・監査委員会等を通じて国内外の金融環境の変動等による影響、及び決算見通し等について業務執行側から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する監督・監査活動を行うとともに、当行収益基盤の強化やリスク管理体制強化のために、より一層の体制強化を果たすべく、取締役会として様々な観点から議論を行っております。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の実行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況であること、及び証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受けました。なお、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。また、マネックス証券株式会社は、平成20年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成21年3月に金融庁より、業務停止命令（平成21年4月1日から同年6月30日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）及び業務改善命令を受けました。なお、同社は、平成21年4月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。高橋弘幸氏が社外監査役をつとめている松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）は警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引委員会から、平成18年3月に審判審決を受け、また同年9月に課徴金の納付命令を受けました。同氏は同年6月に同社監査役に就任しましたが、この事実発生後、同氏は、再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① J. クリストファー・フワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算9年3ヶ月であります。
- ② 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって6年であります。
- ③ 松本 大氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
- ④ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。

- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者J. クリストファー・フワーズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては第1号議案をご承認いただくことを条件として、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	わたなべ あきら 渡部 晃 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成15年7月 当行マーケティング部部長 平成15年11月 当行資金部部長兼キャビタルマーケティング部部長 平成17年9月 当行I B業務管理部部長兼キャビタルマーケティング部部長 平成18年4月 当行監査委員会事務部部長 平成21年1月 当行財務部門部長(現任)	0株
2	しが こずえ 志賀 江 (昭和23年11月23日生)	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 カシ綜合法律事務所パートナー 平成16年6月 日本興亜損害保険株式会社監査役(現任) 平成17年10月 白石綜合法律事務所パートナー(現任) 平成19年3月 F Xプライム株式会社監査役(現任) 平成19年4月 特種東海ホールディングス株式会社監査役(現任) 平成21年9月 株式会社東横イン取締役(現任)	0株
3	たむら たつや 田村 達也 (昭和13年10月11日生)	昭和36年4月 日本銀行入行 平成4年1月 同行理事 平成8年4月 A. T. カーニー株式会社会長 平成14年5月 株式会社グローバル経営研究所代表取締役(現任) 平成15年3月 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク代表理事(現任) 平成20年6月 株式会社オートバックスセブン取締役(現任) 平成21年6月 日本興亜損害保険株式会社取締役(現任)	0株

(注) 1. 候補者と当行との特別の利害関係について

候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 志賀こず江、田村達也の各氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

① 志賀こず江氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。

② 田村達也氏につきましては、金融及び企業統治に関する豊富な経験、知識を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

志賀こず江氏が社外監査役をつとめている日本興亜損害保険株式会社において、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れ（本件に関し、同社は平成17年11月、金融庁から業務改善命令を受けました。）、第三分野商品（医療保険・介護費用保険等）における保険金の不適切な不払い（本件に関し、同社は平成19年3月、金融庁から業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けました。）、及び火災保険の募集における構造級別等の適用誤りの発生がありました。同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、また本件の発覚後は、実態解明のため調査報告を受けるとともに、再発防止に向けた具体的提言を行うなどの対応を行い、その職責を果たしております。

- (3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

志賀こず江氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務に関して高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (4) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要について

社外監査役候補者志賀こず江、田村達也の各氏が選任された場合は、各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては第1号議案をご承認いただくことを条件として、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。また、補欠監査役員の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	やすだ まきこ 保田 眞紀子 (昭和19年3月10日生)	昭和48年4月 第一東京弁護士会登録 昭和55年5月 保田法律特許事務所開設(現任) 平成9年4月 第一東京弁護士会副会長 平成12年3月 当行監査役 平成18年6月 新生信託銀行株式会社監査役(現任) 平成22年4月 N K S Jホールディングス株式会社監査役(現任)	0株

(注) 1. 候補者と当行との特別の利害関係について

候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

2. 保田眞紀子氏は補欠社外監査役候補者であります。

3. 補欠社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠社外監査役候補者の選任理由について

保田眞紀子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び銀行業務の監査に関する経験等を当行監査に反映していただきたく補欠社外監査役として選任をお願いするものです。

(2) 補欠社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

保田眞紀子氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務及び銀行業務の監査に関して高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(3) 補欠社外監査役との責任限定契約の内容の概要について

当該候補者保田眞紀子氏が社外監査役に就任された場合は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の限度額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、当行が委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することに伴い、当行の取締役及び監査役の報酬等については、諸般の事情を総合勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきます。また、第2号議案「取締役6名選任の件」及び第3号議案「監査役3名選任の件」をそれぞれご承認いただきますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）となり、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

取締役の報酬等の額	年額180百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）
監査役の報酬等の額	年額 60百万円以内

以 上